

京都大学	博士 (法学)	氏名	北村 理依子
論文題目	法多元主義を通じた欧州人権法秩序の解体と統合 —宗教関連の人権を素材に—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、人権法が水平的かつ垂直的に多元化するかたちで発展している中で、非国家実体が形成する規範秩序（非国家法秩序）を法秩序として認める法多元主義という視角を用い、具体的に人権が保障されている場面を実証的に研究することで、法秩序の多元化の認識に対応した新たな人権法理論を打ち立てることを目的としている。研究対象の素材は欧州における「宗教関連の人権」に求め、欧州人権条約、EU法、国家法、宗教法を具体的に検討対象とする法秩序として取り上げる。これにより本論文が追求するのは、人権法分野における国際法、国家法、宗教法を包含する法秩序モデルの構築であり、実証的な観点から検討を加えることで人権法における法多元主義の可能性が検討される。</p> <p>本論文が出発点として採用する法多元主義とは「グローバル法多元主義」である。それは、「非国家実体が形成する規範秩序も法秩序として認めるハイブリッドな法空間を認識する立場であり、その法空間で生まれる法秩序間の規範対立を無視・否定することなくその関係について論じ、政治的解決に委ねる、または法的な解決へと導く立場」と要約される。こうした法多元主義の立場によると、非国家法秩序も国家法や国際法などの国家中心の法秩序と同列に扱われることになり、水平的・垂直的に多元化していると捉えられている人権法の中に、新たに非国家法（本論文においては宗教法）という法秩序が登場し、人権法のアリーナがさらに多元化する。人権の概念自体は普遍性をその特徴とするため、これを体現する人権法も普遍的であることが志向される。しかし、法多元主義の立場をとれば、このように仮説的に統合されている人権法は複数の法秩序に分かれ「解体」されてしまう。こうして、本来であれば単一の法秩序として志向されるはずの人権法秩序が、欧州人権条約、EU法、国家法、宗教法の各秩序へと分かれるのであり、これら4つの並列する各法秩序がそれぞれ異なる法規範を有する状態を、本論文は「人権法の解体」と称する。このように解体されたそれぞれの法秩序の内容を検討したのが本稿における第1部である。ここでは、宗教的シンボルに関する法について、欧州人権条約（第1章）、EU法（第2章）、国家法（第3章）、宗教法（第4章）の各法秩序における規範内容を抽出し整理することで、各法秩序が異なる法規範を有していることが示される。</p> <p>このように法多元主義の立場から「解体」された人権法について、本論文は、4つの法秩序がそれぞれ他の3つの法秩序と形成する関係性を規範面と制度面の両面から実証的に提示するとともに（第5章）、そこで見られる関係性において「解体」された人権法が何らかのかたちで「統合」されるような契機があるかどうかを探り、多元的な法秩序に対応した人権法理論の構築を目指す（第6章）。これが本論文における第2部である。</p> <p>第5章では、宗教的シンボルの規範に関わる法秩序は、各々が自律的でありながら、法秩序どうしは相互に一定の関係性を有しており、そうした関係には大別して4つの在り方があることが示される。それは、①制度化された他秩序への謙譲、②制度化されていない他法秩序への配慮、③無関心、④包括的拒絶である。①には、他法秩序規範の編入、補完性、先決裁定手続、複数法秩序間の政治的フォーラムにおける対話が含まれる。②には、①の制度に基づかない会話や対話（特に裁判所間の対話、立法過程における対話）及び一方的配慮が含まれる。③は他の法秩序に注意を払わない態度であり、④は相手法秩序を明確に拒否する姿勢である。こうした法秩序間の関係性は、複数の法秩</p>			

序が共生したり部分的に統合したり衝突したりする法多元主義的な様相を体現しているという。

第6章では、前章において示された法多元主義的に捉えられる各法秩序間の関係性を踏まえ、法多元主義的な立場からこれらの法秩序や法関係を包摂するような新たな人権法を構想することを試みられる。本論文は、世界人権宣言において人間の尊厳に基づいた国際人権法が構想されていることを重視して、人権法が「解体」されたままの状態は回避されるべきとの目的意識により、何らかの包括的な規則（overarching principles / overarching rules）により複数の法秩序が一つのまとまりとして認識ができるとの立場に依拠する。宗教的シンボルに関する一次規範については宗教法秩序とそれ以外の法秩序との間で収斂しがたい衝突が存在するためにこれを採用できない一方、複数の法秩序を整序する二次規範として、「よりローカルな法を適用することを原則とし、正当な理由があれば例外的に自秩序の規範を適用する」という補完性原則に着目する。そして同原則に基づき、①法多元主義的なモデルとして、非国家法秩序（宗教法秩序）も国家から権威を引き出す法秩序（欧州人権条約秩序、EU法秩序、国家法秩序）と並列させて考える、②二つの法秩序間の整序関係を念頭に置いている、③各法秩序の自律性を確保している、④二次規範により緩やかに統合された法秩序であり、「集塊（agglomeration）」という統合モデルを示す、⑤対話によってより法的安定性の高い法秩序に進化する可能性がある、⑥グローバル法多元主義の視点を人権法に取り入れ、特に複数法秩序を想定したモデルである、という特徴を有する人権法モデルを提示する。そして本論文は、このモデルがグローバル化した社会のニーズに応えるもので、複数法秩序を一つのゆるやかに統合された法秩序として認識することで人権法秩序の瓦解を防ぐという点からもより適切であると結論付ける。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、人権規範が多層的に重なり合う欧州地域の法秩序を対象として、国内外の裁判例などを検討しつつ実証的な観点から、人権法分野に関連する複数の法秩序が緩やかに「統合」される人権法秩序の存在の論証を試みる意欲作である。

本論文の第一の意義は、人権規範に関する各法秩序間の関係を、人権条約規定の国内的实施のような国際法と国内法の関係に還元するのではなく、人権保障の具体的場面を実証的に考察したうえで、国際法、EU法、国内法、宗教法といった法秩序を並列的存在として認識し、これらを包摂する新たな人権法秩序モデルを提示した点にある。国際人権条約とその国内的实施を通じて国内法による人権保障を補完するという国家中心的な法秩序に即した見方に依拠した国際人権法の体系に対して、本論文は、国家中心的な思考がもたらす疑似的な人権の普遍性を法秩序の関係性の観点から「解体」し、現実には個人が規律を受ける非国家法秩序の存在を射程に含めて、関連する法秩序の関係性を人権法秩序として「統合」的に再構築することを目指しており、この点にこそ本論文の理論的な独自性が現れている。

第二の意義は、本論文が、非国家法秩序を国家中心的な法秩序と同列に置く手法を法多元主義に求め、人権法の枠内において宗教法秩序を他の法秩序との関係で位置づけるとともに、宗教的シンボルの取扱いにつき複数の法秩序の間で実体規範では収斂しがたい抵触が存在しても、「よりローカルな法を適用することを原則とし、正当な理由があれば例外的に自秩序の規範を適用する」という補完性原則に基づいてこれら法秩序の整序を行う実践的視点を導入したことである。関連する裁判例の詳細な分析に依拠したその結論は、宗教と法をめぐる現代社会の論争的な主題に対して有益な視座を提供することは疑いえない。

もっとも、本論文には改善すべき点も存在する。その検討を特定の地域や国、及び宗教シンボルという対象に限定したことで、提示されたモデルの汎用性に対する疑義は避けがたい。また、「統合」の契機が各法秩序の内部に存在するのか、メタ規範の作用によるのかが不明確との批判、さらには、信教の自由を保障する国内法と問題となる宗教の尊重を前提とする宗教法との関係について、規制利益との調整を比例原則で規律する既存の枠組みの代わりに法多元主義を導入する積極的意義が乏しいとする疑問への回答も求められよう。しかしこれらの問題点は、国際法学の分野において研究の蓄積が未だ十分ではない課題に意欲的に取り組んだことの証左であり、今後の研究課題とされるべきで、本論文の理論的実証的意義を損なうものではない。

以上の理由により、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいものと認められる。また、令和3年8月18日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降